

# 福岡県公報

平成二十七年一月二十七日  
第三千六百六十三号  
増刊 ①

## 目次

### 規則 (第四号・第五号)

○福岡県職員委員会規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………一

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) ……………一

## 規則

福岡県職員委員会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年一月二十七日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第四号

福岡県職員委員会規則の一部を改正する規則

福岡県職員委員会規則(昭和三十二年福岡県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第二条第三項第四号を次のように改める。

四 福岡県教育長

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条の規定により福岡県教育委員会委員長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の福岡県職員委員会規則第二条第

三項第四号の規定は適用せず、この規則による改正前の福岡県職員委員会規則第二条第三項第四号の規定は、なおその効力を有する。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年一月二十七日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

### 様式目次中

二十二 県税減免申請書(その一、その二、その三、その四) 八条 十五条

二十三 県税減免決定通知書(その一、その二、その三、その四、その五) 八条 十五条

二十二 県税減免申請書(その一、その二、その三、その四、その五) 八条 十五条

二十三 県税減免決定通知書(その一、その二、その三、その四、その五、その六) 八条 十五条

第十号様式を次のように改める。

に改める。

を

第10号様式(第10条関係)

# 保証承諾書

住所

氏名

上記の者の 年 月 日までに納付(納入)すべき県徴収金 円  
 (第 号 徴収猶予許可書の分・換価猶予通知書の分)に対する納税を私において(私等保証人連帯をもって)保証することを承諾します。(なお、延滞金は、地方税法所定の額を承諾します。)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

保証人 住所  
 氏名



保証人 住所  
 氏名

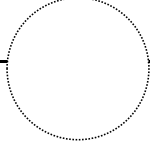


- 注 1 保証人の印鑑証明書を添付すること。  
 2 保証承諾書の日付と印鑑証明書の日付を同日にすること。  
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第二十二号様式その四の次に次の一様式を加える。

第22号様式その5(第15条関係)

受 付 印



年 月 日

福岡県知事 殿

申請者

納 税  
義 務 者

所在地

(フリガナ)  
法人名

印

(電話番号 - - )

法 人 県 民 税 均 等 割 額 減 免 申 請 書

下記のとおり法人県民税を減免されるよう申請します。

法人番号	均等割額算定期間	減免前の税額
	年 月 日から 年 月 日まで	円

減 免 を 受 け よ う と す る 理 由

法人の区分	1. 法人税法第2条第5号に規定する 公 共 法 人	(1) 福岡県が 全額又は一部出資	(2) 国又はその他の地方公共団体が 全額出資
	2. 公益社団法人・公益財団法人	税務署において収益事業に該当しないことを確認されている場合は その年月日 ( 年 月 日)	
	3. 地方自治法第260条の2第1項に 基づく認可地縁団体		
	4. 特 定 非 営 利 活 動 法 人		

還付を受けようとする 振込先口座	銀行	支店	口座番号(普通・当座)
	フリガナ 口座名義人		

申請法人の総会等の関係で添付資料を後日提出される場合の提出予定日 年 月 日頃

摘要

【添付書類】

- ①決算書(写し)
- ②定款・寄付行為(写し)
- ③その他減免の事由を証明する書類

記載要領

- (1) この申請書は、「県民税の均等割申告書」と併せて管轄の県税事務所に提出してください。
- (2) 「法人の区分」の欄は、該当する法人区分の番号に○印を付してください。また、法人区分が2、3、4に該当する場合で、税務署において法人の行う事業が収益事業に該当しないことを確認されている場合はその年月日を記入してください。
- (3) 事業報告書を作成されている場合は、決算書(写し)と併せて事業報告書の写しを添付してください。
- (4) 算定期間に係る全ての決算書等を提出していただく必要があります。ただし、総会等の関係で、申請時に添付書類の一部が提出できない場合は、提出予定日を記入してください。
- (5) 公共法人が申請する場合は、出資額を証明するもの(写し)を添付してください。
- (6) 認可地縁団体が申請する場合は、認可地縁団体であることの証明書(写し)を添付してください。

第二十三号様式その五の次に次の一様式を加える。

第23号様式その6(第15条関係)

第 号  
年 月 日

法 人 県 民 税 均 等 割 額 減 免 決 定 通 知 書

申請  年 月 日	申請者 (納税義務者)	所在地	
		法人名	様

福 岡 県 県 税 事 務 所 長 印

さきに申請のあった法人県民税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

法 人 番 号	均等割額算定期間	減 免 前 の 税 額	減 免 さ れ る 額	減 免 後 の 税 額
		円	円	円

摘 要

不服申し立てについて

- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取り消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。  
審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第六十一号の二十二様式を次のように改める。

第61号の22様式(第31条関係)

公 売 通 知 書 第 号

年 月 日
様
福岡県 県税事務所長 印
国税徴収法第94条の規定の例により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定の例により公告しましたので、同法第96条第1項の規定の例により通知します。

Table with columns: 滞納者, 住(居)所, 氏名, 名称・性質・所在・地上権等の内容・その他, 数量, 公売保証金, 見積価額

Table with columns: 公売及び日時, 入札・せり売, 開札, 年月日時分

公 売 場 所

Table with columns: 売却決定, 日時, 場所

代 金 納 付 期 限 年月日 時限

買受人についての資格その他の要件

そ の 他

Table with columns: 年度, 税目, 課税番号, 年月分, 納期限, 税額, ※延滞金額, 加算金額, 摘要

注 ※印欄に掲げた金額は、この書類作成の日までのものです。

備考

- 1 この通知書は、国税徴収法第96条第1項の規定の例により、滞納者に対して公売の通知をする場合に使用すること。
2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。



附 則  
この規則は、公布の日から施行する。